

## ○滝沢市議会議会モニター設置要綱

平成26年4月24日議会告示第2号  
改正

平成30年8月2日議会告示第1号

(趣旨)

第1条 この告示は、滝沢市議会基本条例（平成25年滝沢村条例第41号。以下「議会基本条例」という。）第22条第1項の規定により設置する議会モニター（以下「モニター」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「会議」とは、本会議及び委員会並びに滝沢市議会会議規則（昭和61年議会規則第1号）第128条に規定する協議等の場をいう。

(定員)

第3条 モニターの定員は、20人以内とする。

(資格)

第4条 モニターは、年齢満18歳以上の市民で、次の各号に定める要件をすべて満たす者とする。

- (1) 国及び地方公共団体の議会の議員でないこと。
- (2) 常勤の国家公務員及び地方公務員でないこと。
- (3) 市の各種行政委員会の委員でないこと。
- (4) 市議会のしくみ及び運営に関心があること。
- (5) 市政及び地域社会の発展に関心があること。

(職務)

第5条 モニターの職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 議長が依頼した市議会の運営に関する調査事項に回答すること。
- (2) モニター会議に出席すること。
- (3) その他議長が必要と認めたこと。

(提出された提言等の処理)

第6条 議長は、モニターから提言等が提出されたときは、議会運営委員会に送付し、その対応について検討させるものとする。

- 2 議会運営委員会は、前項の規定による検討結果を取りまとめ、文書等で議長に報告するものとする。
- 3 議長は、前項に基づく報告を市議会だより、市議会ホームページ等で公表するものとする。
- 4 議長は、第2項の規定による報告の内容を、モニターに周知するものとする。

(募集方法)

第7条 モニターは、別記様式による公募により募集する。

(委嘱)

第8条 モニターは、応募者のうちから選考し、議長が委嘱する。

2 議長は、前項の規定によるモニターの委嘱に当っては、モニターの年齢、住所等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(任期)

第9条 モニターの任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

(解嘱)

第10条 議長は、モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、当該モニターを解嘱できるものとする。

- (1) 第4条に規定する資格を失ったとき。
- (2) 第5条に規定する職務が遂行できなくなったとき。
- (3) モニターから辞職の申し出があったとき。
- (4) その他議長が解嘱する必要があると認めたとき。

(会議)

第11条 議長は、モニターと連絡調整及び意見交換を図るため、必要に応じてモニター会議を開催するものとする。

(謝礼)

第12条 モニターは、無償とする。ただし、議長が必要と認めたときは、費用の弁償として旅費を支給することができる。

(庶務)

第13条 モニターに関する庶務は、議会運営委員会において処理する。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、議長が全員協議会に諮って定めるものとする。

附 則

附 則

この告示は、平成26年4月24日から施行する。

附 則 (平成30年8月2日滝沢市議会告示第1号)

この告示は、平成30年8月2日から施行する。